

答 申 第 3 8 号  
平成26年2月24日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県個人情報保護審議会  
会 長 日 野 直 彦

個人情報の取扱い原則の例外事項について（答申）

平成26年2月10日付け241-2019で諮問のあった標記について、その理由や必要性等を審議した結果、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

**「目的外利用・提供の制限」の例外事項（条例第9条第2項第7号関係）  
について**

諮問のあった事項については、目的外で提供することに相当の理由があると判断され、妥当なものとして認められる。